



《トラブル事例》

数年前に通信の資格取得講座を受講したが、結局続かずに途中で止めてしまった。先日、「過去の講座が修了していないので、継続するためには新しい講座の申し込みが必要」などと職場にしつこく電話があった。

しばらくすると、別の会社から、資格取得の勧誘をやめさせたいのであれば、名簿から削除するためにお金が必要との電話があった。

相談員からのアドバイス

→電話で資格取得講座を勧誘されているので特定商取引法の「電話勧誘販売」に該当します。

→**法定書面受領後8日以内であればクーリング・オフができます。**

→事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った契約の意思表示の取消ができます。「過去の講座が終了しておらず、終了するためには新たな教材を購入する必要があります。」というような虚偽のことを告げられ誤認して契約してしまった場合は取消ができます。

→過去に資格取得講座を契約したことがあると、事業者間で名簿が出回っていることがあり、数年後に別の事業者から「名簿を削除するためにお金がいる」と言われることがありますが、そのような義務はありません。不要に思った場合は、はっきりと断りましょう。

→しつこい勧誘に対しては、契約しないことをはっきり言いましょ。 「電話勧誘販売」において、当該売買等を締結しない旨を表示した消費者に対し、同じ電話で引き続き、又は再度電話をかけ直して勧誘することは、特定商取引法で禁止されています。曖昧な返事はせず、はっきりと契約する意思がないことを伝えましょ。



(消費者庁イラスト集より)